

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報提

供労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条第 5 項の規定により下記の通り情報提供致します。(2021 年 4 月 1 現在)

●派遣労働者の数(1日平均) : 5
●派遣先の数(事業年度当たりの事業数) : 3
●派遣料金(1日8時間当たりの平均額※1) : 26,875
●賃金(1日8時間当たりの平均額※2) : 19,253
●マージン率(※1-※2)/※1×100) : 28.4%
●教育訓練の実施状況 : 派遣就業開始前及び就業期間中、派遣の仕組み、ビジネスマナー、職務の基礎知識、個人情報保護・情報セキュリティに関する研修を受講していただきます。又、スキルアップ教育に置いて、CAD教育、IT技術教育、パソコンスキル教育、ヒューマンスキル教育を行っております。

注1 派遣労働者の数は2020年6月1日現在の人数。派遣先数は2019年度の派遣先事業所数(実数)

注2 派遣料金及び賃金は2019年1月1日～2020年12月31日間の平均値

■労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項

- ・労使協定の締結有無 : 有
- ・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : ニューパルス株式会社で就業する全派遣労働者
- ・労使協定の有効期間の終期 : 2022 年 3 月 31 日

■事業所の名称

ニューパルス株式会社

■事業所の所在地

東京都中央区八丁堀4-10-9 八丁堀ビル 4F

■電話番号

03-6383-1190

■許可番号

一般労働者派遣事業 : 派 13-311217